

別表1（第2条関係）

交付対象者、事業実施主体

交付対象者	事業実施主体
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市町村</li> <li>(2) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会</li> <li>(3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会</li> <li>(4) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所</li> <li>(5) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会</li> <li>(6) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号若しくは中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第3項第4号若しくは第4項第3号に掲げる共同出資会社又はこれに準じる会社</li> <li>(7) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人</li> <li>(8) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人又は公益財団法人</li> <li>(9) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人</li> <li>(10) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人</li> <li>(11) 中小小売商業者等が複数で構成するグループ</li> <li>(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める者</li> </ul>
商工団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合又は商店街振興組合連合会</li> <li>(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会</li> <li>(3) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所</li> <li>(4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会及び商工会連合会</li> <li>(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号若しくは中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第3項第4号若しくは第4項第3号に掲げる共同出資会社又はこれに準じる会社</li> <li>(6) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年第185号）に規定する商工組合及び商工組合連合会</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が認める者</li> </ul>

別表2（第3条関係）

## 事業区分、補助対象経費、補助率、補助限度額

交付対象者	事業区分		補助対象経費	補助率及び補助限度額	
	事業分野	事業メニュー			
市町村	<u>I多様な担い手による賑わいの創出</u> 移住者や外国人など多様な担い手による出店を推進することで、新たな地域商業の担い手の確保を図る分野	1. ミセづくり事業 (空き店舗出店者への創業支援、買い物空白地への出店支援等)	1 報償費 2 旅費 3 需用費 4 役務費 5 委託料 6 使用料及び賃借料 7 工事費 8 備品購入費 9 その他知事が必要と認める経費	1. 補助率 補助対象経費の1/3 以内 (市町村が事業実施主体へ補助を行う場合、市町村補助額の1/2 以内)	
	<u>IIデジタル化への対応</u> 利用者の利便性の向上や魅力ある商店街に向けてデジタル化への対応を図る分野	2. モノづくり事業 (新商品の開発支援、地域ブランドの開発等)			
	<u>IIIコアエリアの拠点機能の向上</u> 市町村による中心市街地（コアエリア）の活性化計画の策定や当該計画等に基づく取り組みを支援することで、総合的かつ計画的な取り組みを実施する分野	3. コトづくり事業 (集客イベントの開催、共同販促の実施等)			
商工団体等	<u>IV買い物利便性向上</u> 買い物に不便を感じる住民や高齢者が地域で身近に安心して買い物ができるよう、取り組みを実施する分野	4. マチづくり事業 (駐車場の整備、育児・交流スペースの設置等)			2. 補助限度額 1,000 千円
		5. ジョウホウづくり事業 (SNS を活用した情報発信、商圈調査等)			
		6. ヒトづくり事業 (勉強会、研究会の開催、後継者の育成等)			

※補助対象経費の詳細については、別に山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金実施要領で定める。